

平成30年度固定資産税に関する調

(3) 償却資産

ア 納税義務者数に関する調

区分 市町の別	総数 (人)	法定免税点未満のもの (人)	法定免税点以上のもの (人)
市計	25,499	12,135	13,364
町計	3,188	1,627	1,561
県計	28,687	13,762	14,925

イ 償却資産の価格等に関する調

(県計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
市町長が価格等決定したもの	構築物	193,600,675	190,653,348
	機械及び装置	627,953,636	598,959,371
	船舶	18,344,677	8,903,398
	航空機	5,832	5,832
	車輛及び運搬具	4,601,262	4,599,825
	工具、器具及び備品	113,462,630	113,249,830
	小計	957,968,712	916,371,604
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	402,338,236	372,246,993
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	22,755,590	22,349,656
	小計	425,093,826	394,596,649
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計	1,383,062,538	1,310,968,253	
同内 上訳	市町分の額		1,310,968,253
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(市計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
市町長が価格等決定したもの	構築物	178,994,168	176,276,155
	機械及び装置	570,066,193	542,852,780
	船舶	15,868,435	8,059,058
	航空機	5,832	5,832
	車輛及び運搬具	4,211,173	4,209,736
	工具、器具及び備品	106,742,725	106,551,873
	小計	875,888,526	837,955,434
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	253,148,609	224,856,915
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	22,404,285	22,005,390
	小計	275,552,894	246,862,305
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計	1,151,441,420	1,084,817,739	
同内 上訳	市町分の額		1,084,817,739
	県分の額		

イ 償却資産の価格等に関する調

(町計)

種類	決定価格(千円)	課税標準額(千円)	
市町長が価格等決定したもの	構築物	14,606,507	14,377,193
	機械及び装置	57,887,443	56,106,591
	船舶	2,476,242	844,340
	航空機		
	車輛及び運搬具	390,089	390,089
	工具、器具及び備品	6,719,905	6,697,957
	小計	82,080,186	78,416,170
法十 第九 三条 百八 係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	149,189,627	147,390,078
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	351,305	344,266
	小計	149,540,932	147,734,344
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの			
合計	231,621,118	226,150,514	
同内 上訳	市町分の額		226,150,514
	県分の額		